

別添4

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定

一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1 - 2、別紙 1 - 4 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道30号
(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

(2) 工事の箇所

香川県坂出市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

(4)工事予算

4, 845 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 534 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道317号
(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県今治市	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県今治市	立体接続	今治インターチェンジ

(4)工事予算

186 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

213 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 203 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135百万円
H 1 9	4,509百万円
H 2 0	4,337百万円
H 2 1	5,665百万円
H 2 2	5,438百万円
H 2 3	4,197百万円
H 2 4	3,663百万円
H 2 5	8,767百万円
H 2 6	11,343百万円
H 2 7	12,181百万円
H 2 8	6,958百万円
H 2 9	8,621百万円
H 3 0	9,152百万円
R 1	7,016百万円
R 2	11,768百万円
R 3	7,725百万円
R 4	23,373百万円
R 5	17,228百万円
R 6	11,617百万円
R 7	56,874百万円
R 8	17,783百万円
R 9	9,712百万円
R 1 0	8,118百万円
R 1 1	7,484百万円
R 1 2	7,333百万円
R 1 3	6,997百万円
R 1 4	7,056百万円
R 1 5	6,994百万円
R 1 6	6,862百万円
R 1 7	6,785百万円
R 1 8	6,608百万円
R 1 9	6,439百万円
R 2 0	6,610百万円
R 2 1	6,459百万円
R 2 2	6,862百万円
R 2 3	6,829百万円
R 2 4	6,772百万円
R 2 5	6,399百万円
R 2 6	6,660百万円
R 2 7	6,285百万円
R 2 8	6,381百万円
R 2 9	6,597百万円
R 3 0	6,847百万円
R 3 1	6,561百万円
R 3 2	6,658百万円
R 3 3	7,260百万円
R 3 4	7,521百万円
R 3 5	7,724百万円
R 3 6	7,472百万円
R 3 7	7,659百万円
R 3 8	7,551百万円
R 3 9	7,428百万円
R 4 0	7,253百万円
R 4 1	7,509百万円
R 4 2	7,433百万円
R 4 3	7,355百万円
R 4 4	7,785百万円
R 4 5	8,006百万円
R 4 6	8,006百万円
R 4 7	8,006百万円
R 4 8	8,006百万円
R 4 9	8,006百万円
R 5 0	8,006百万円
R 5 1	8,006百万円
R 5 2	8,006百万円
R 5 3	7,798百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	15,288百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6百万円
H 3 0	12百万円
R 1	25百万円
R 2	8百万円
R 3	302百万円
R 4	362百万円
R 5	503百万円
R 6	692百万円
R 7	317百万円
R 8	0百万円
R 9	0百万円
R 1 0	0百万円
R 1 1	0百万円
R 1 2	0百万円
R 1 3	0百万円
R 1 4	0百万円
R 1 5	0百万円
R 1 6	0百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成29年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(58,545百万円) 60,704百万円	(2,489百万円) 2,597百万円	(47,289百万円) 49,340百万円	(4,629百万円) 4,830百万円	(42,660百万円) 44,510百万円
H 1 9	(57,759百万円) 60,308百万円	(2,450百万円) 2,577百万円	(46,542百万円) 48,964百万円	(4,556百万円) 4,793百万円	(41,986百万円) 44,171百万円
H 2 0	(54,980百万円) 56,415百万円	(2,311百万円) 2,382百万円	(43,902百万円) 45,266百万円	(4,298百万円) 4,431百万円	(39,604百万円) 40,835百万円
H 2 1	(37,795百万円) 37,631百万円	(1,451百万円) 1,443百万円	(27,577百万円) 27,421百万円	(2,700百万円) 2,685百万円	(24,877百万円) 24,736百万円
H 2 2	(37,196百万円) 38,520百万円	(1,421百万円) 1,473百万円	(27,008百万円) 27,978百万円	(2,644百万円) 2,739百万円	(24,364百万円) 25,239百万円
H 2 3	(37,523百万円) 45,129百万円	(1,572百万円) 1,990百万円	(27,087百万円) 34,275百万円	(2,093百万円) 2,649百万円	(24,994百万円) 31,626百万円
H 2 4	(40,644百万円) 48,011百万円	(1,777百万円) 2,181百万円	(30,655百万円) 37,618百万円	(2,367百万円) 2,904百万円	(28,288百万円) 34,714百万円
H 2 5	(39,461百万円) 48,943百万円	(1,712百万円) 2,232百万円	(29,537百万円) 38,499百万円	(2,280百万円) 2,972百万円	(27,257百万円) 35,527百万円
H 2 6	(46,375百万円) 47,677百万円	(2,073百万円) 2,144百万円	(35,812百万円) 37,043百万円	(2,762百万円) 2,857百万円	(33,050百万円) 34,186百万円
H 2 7	(44,210百万円) 49,086百万円	(1,954百万円) 2,218百万円	(33,734百万円) 38,346百万円	(2,594百万円) 2,946百万円	(31,140百万円) 35,400百万円
H 2 8	(44,264百万円) 48,948百万円	(1,957百万円) 2,209百万円	(33,841百万円) 38,219百万円	(2,600百万円) 2,934百万円	(31,241百万円) 35,285百万円
H 2 9	(43,834百万円) 49,927百万円	(1,917百万円) 2,254百万円	(33,171百万円) 38,927百万円	(2,546百万円) 2,988百万円	(30,625百万円) 35,939百万円
H 3 0	(45,753百万円) 50,104百万円	(2,025百万円) 2,263百万円	(34,967百万円) 39,161百万円	(2,684百万円) 3,000百万円	(32,283百万円) 36,161百万円
R 1	(45,167百万円) 51,606百万円	(1,993百万円) 2,330百万円	(34,494百万円) 40,375百万円	(2,643百万円) 3,087百万円	(31,851百万円) 37,288百万円
R 2	(45,485百万円) 38,939百万円	(1,994百万円) 1,630百万円	(34,550百万円) 28,303百万円	(2,642百万円) 2,163百万円	(31,908百万円) 26,140百万円
R 3	(37,685百万円) 41,395百万円	(1,565百万円) 1,766百万円	(27,114百万円) 30,680百万円	(2,073百万円) 2,345百万円	(25,041百万円) 28,335百万円
R 4	(32,904百万円) 48,392百万円	(1,325百万円) 2,163百万円	(23,011百万円) 37,577百万円	(1,759百万円) 2,872百万円	(21,252百万円) 34,705百万円
R 5	(29,488百万円) 50,651百万円	(1,160百万円) 2,177百万円	(20,147百万円) 38,290百万円	(1,540百万円) 2,907百万円	(18,607百万円) 35,383百万円
R 6	(45,751百万円) 50,973百万円	(1,977百万円) 2,249百万円	(34,775百万円) 39,557百万円	(2,640百万円) 3,003百万円	(32,135百万円) 36,554百万円
R 7	51,720百万円	2,289百万円	40,264百万円	3,057百万円	37,207百万円
R 8	50,056百万円	2,200百万円	38,689百万円	2,937百万円	35,752百万円
R 9	48,884百万円	2,137百万円	37,580百万円	2,853百万円	34,727百万円
R 1 0	48,660百万円	2,125百万円	37,368百万円	2,837百万円	34,531百万円
R 1 1	48,545百万円	2,119百万円	37,259百万円	2,829百万円	34,430百万円
R 1 2	48,427百万円	2,112百万円	37,148百万円	2,820百万円	34,328百万円
R 1 3	48,326百万円	2,107百万円	37,052百万円	2,813百万円	34,239百万円
R 1 4	48,361百万円	2,109百万円	37,085百万円	2,816百万円	34,269百万円
R 1 5	48,264百万円	2,103百万円	36,994百万円	2,809百万円	34,185百万円
R 1 6	50,894百万円	2,245百万円	39,482百万円	2,998百万円	36,484百万円
R 1 7	50,583百万円	2,228百万円	39,188百万円	2,975百万円	36,213百万円
R 1 8	50,075百万円	2,201百万円	38,707百万円	2,939百万円	35,768百万円
R 1 9	49,435百万円	2,166百万円	38,102百万円	2,893百万円	35,209百万円
R 2 0	48,750百万円	2,130百万円	37,453百万円	2,844百万円	34,609百万円
R 2 1	48,493百万円	2,116百万円	37,210百万円	2,825百万円	34,385百万円
R 2 2	47,592百万円	2,067百万円	36,358百万円	2,760百万円	33,598百万円
R 2 3	47,134百万円	2,043百万円	35,924百万円	2,728百万円	33,196百万円
R 2 4	46,749百万円	2,022百万円	35,560百万円	2,700百万円	32,860百万円
R 2 5	46,553百万円	2,011百万円	35,375百万円	2,686百万円	32,689百万円
R 2 6	45,914百万円	1,977百万円	34,770百万円	2,640百万円	32,130百万円
R 2 7	45,404百万円	1,950百万円	34,287百万円	2,603百万円	31,684百万円
R 2 8	45,060百万円	1,931百万円	33,962百万円	2,579百万円	31,383百万円
R 2 9	44,807百万円	1,917百万円	33,723百万円	2,560百万円	31,163百万円
R 3 0	44,285百万円	1,889百万円	33,229百万円	2,523百万円	30,706百万円
R 3 1	43,505百万円	1,847百万円	32,491百万円	2,467百万円	30,024百万円
R 3 2	43,172百万円	1,830百万円	32,175百万円	2,443百万円	29,732百万円
R 3 3	42,895百万円	1,815百万円	31,913百万円	2,423百万円	29,490百万円
R 3 4	42,081百万円	1,771百万円	31,143百万円	2,365百万円	28,778百万円
R 3 5	41,410百万円	1,735百万円	30,508百万円	2,316百万円	28,192百万円
R 3 6	40,768百万円	1,700百万円	29,901百万円	2,270百万円	27,631百万円
R 3 7	40,253百万円	1,672百万円	29,414百万円	2,233百万円	27,181百万円
R 3 8	39,462百万円	1,630百万円	28,665百万円	2,176百万円	26,489百万円
R 3 9	38,808百万円	1,595百万円	28,046百万円	2,129百万円	25,917百万円
R 4 0	38,183百万円	1,561百万円	27,455百万円	2,085百万円	25,370百万円
R 4 1	37,715百万円	1,536百万円	27,012百万円	2,051百万円	24,961百万円
R 4 2	37,055百万円	1,500百万円	26,388百万円	2,003百万円	24,385百万円
R 4 3	36,596百万円	1,476百万円	25,953百万円	1,971百万円	23,982百万円
R 4 4	36,126百万円	1,450百万円	25,509百万円	1,937百万円	23,572百万円
R 4 5	35,790百万円	1,432百万円	25,191百万円	1,913百万円	23,278百万円
R 4 6	35,212百万円	1,401百万円	24,644百万円	1,871百万円	22,773百万円
R 4 7	34,777百万円	1,378百万円	24,232百万円	1,840百万円	22,392百万円
R 4 8	34,342百万円	1,354百万円	23,821百万円	1,809百万円	22,012百万円
R 4 9	34,046百万円	1,339百万円	23,540百万円	1,787百万円	21,753百万円
R 5 0	33,471百万円	1,308百万円	22,996百万円	1,746百万円	21,250百万円
R 5 1	33,036百万円	1,284百万円	22,585百万円	1,715百万円	20,870百万円
R 5 2	32,601百万円	1,261百万円	22,173百万円	1,684百万円	20,489百万円
R 5 3	24,225百万円	823百万円	14,473百万円	1,099百万円	13,374百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和6年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(75,422百万円) 78,335百万円
H 1 9	(75,021百万円) 78,320百万円
H 2 0	(72,084百万円) 74,240百万円
H 2 1	(54,982百万円) 54,268百万円
H 2 2	(54,506百万円) 56,375百万円
H 2 3	(53,810百万円) 61,954百万円
H 2 4	(56,893百万円) 64,828百万円
H 2 5	(55,949百万円) 65,990百万円
H 2 6	(62,880百万円) 64,811百万円
H 2 7	(61,476百万円) 66,967百万円
H 2 8	(62,345百万円) 67,652百万円
H 2 9	(61,974百万円) 68,686百万円
H 3 0	(64,069百万円) 69,060百万円
R 1	(63,889百万円) 70,967百万円
R 2	(64,498百万円) 57,307百万円
R 3	(57,536百万円) 61,822百万円
R 4	(53,541百万円) 69,564百万円
R 5	(51,091百万円) 72,765百万円
R 6	(67,391百万円) 73,286百万円
R 7	73,093百万円
R 8	69,974百万円
R 9	66,855百万円
R 1 0	66,676百万円
R 1 1	66,498百万円
R 1 2	66,319百万円
R 1 3	66,140百万円
R 1 4	65,961百万円
R 1 5	65,783百万円
R 1 6	68,542百万円
R 1 7	68,134百万円
R 1 8	67,342百万円
R 1 9	66,715百万円
R 2 0	66,147百万円
R 2 1	65,726百万円
R 2 2	64,988百万円
R 2 3	64,398百万円
R 2 4	63,849百万円
R 2 5	63,451百万円
R 2 6	62,687百万円
R 2 7	62,168百万円
R 2 8	61,596百万円
R 2 9	61,243百万円
R 3 0	60,515百万円
R 3 1	60,013百万円
R 3 2	59,461百万円
R 3 3	59,119百万円
R 3 4	58,455百万円
R 3 5	57,931百万円
R 3 6	57,436百万円
R 3 7	57,067百万円
R 3 8	56,425百万円
R 3 9	55,918百万円
R 4 0	55,441百万円
R 4 1	55,130百万円
R 4 2	54,473百万円
R 4 3	54,020百万円
R 4 4	53,550百万円
R 4 5	53,213百万円
R 4 6	52,627百万円
R 4 7	52,185百万円
R 4 8	51,743百万円
R 4 9	51,443百万円
R 5 0	50,860百万円
R 5 1	50,419百万円
R 5 2	49,978百万円
R 5 3	48,388百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和6年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

2 (3) を次のとおり改める。

(3) 通行止めに伴う料金調整

イ 会社が別に定める日の前日まで

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。ただし、平成26年4月1日から令和16年3月31日までの間におけるETC車等については、以下の額を一律150円とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1に定めるものをいう。

ロ 会社が別に定める日から

本四道路の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	260円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1に定めるものをいう。

ただし、会社が別に定める日から令和16年3月31日までの間におけるETC車等については、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により

算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(注) 上記の算式において、AB、AD、BD、CDはそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB : AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、(1) 及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

AD : AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1) 及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1) 及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、(1) 及び(2)により算出した料金の額(単位:円)

2(4)トのうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号」に改める。

別表4(2)を次のとおり改める。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)
(軽自動車等)

				早島
			水島	238.096
			児島	333.334
		与島PA	598.648	807.256
	坂出北	692.584	1,291.232	1,499.840
坂出	130.406	743.752	1,342.400	1,551.008
				1,712.384

(普通車)

				早島
			水島	333.334
			児島	380.953
		与島PA	729.560	990.320
	坂出北	846.980	1,576.540	1,837.300
坂出	163.008	910.940	1,640.500	1,901.260
				2,102.980

(中型車)

				早島
			水島	380.953
			児島	462.912
		与島PA	860.472	1,173.384
	坂出北	1,001.376	1,861.848	2,174.760
坂出	195.610	1,078.128	1,938.600	2,251.512
				2,493.576

(大型車)

				早島
			水島	482.838
			児島	580.254
		与島PA	1,155.024	1,585.278
	坂出北	1,348.767	2,503.791	2,934.045
坂出	255.534	1,454.301	2,609.325	3,039.579
				3,372.417

(特大車)

				早島
			水島	704.730
			児島	867.090
		与島PA	2,026.380	2,743.470
	坂出北	2,381.715	4,408.095	5,125.185
坂出	325.890	2,557.605	4,583.985	5,301.075
				5,855.805

別表6（2）を次のとおり改める。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(中型車)

				早島	
			水島	380.953	
		児島	476.191	761.905	
	与島PA	1,296.297	1,768.519	2,129.630	
坂出北	1,500.000	2,796.297	3,268.519	3,629.630	
坂出	195.610	1,611.112	2,907.408	3,379.630	3,740.741

(大型車)

				早島	
			水島	523.810	
		児島	619.048	1,000.000	
	与島PA	1,740.741	2,379.630	2,879.630	
坂出北	2,027.778	3,750.000	4,407.408	4,907.408	
坂出	268.963	2,185.186	3,916.667	4,555.556	5,055.556

(特大車)

				早島	
			水島	857.143	
		児島	1,047.620	1,714.286	
	与島PA	3,046.297	4,111.112	4,944.445	
坂出北	3,574.075	6,611.112	7,694.445	8,518.519	
坂出	448.272	3,833.334	6,879.630	7,962.963	8,777.778

別表7（2）を次のとおり改める。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

				早島	
			水島	119.048	
		児島	166.667	238.096	
	与島PA	571.429	714.286	761.905	
坂出北	666.667	1,238.096	1,380.953	1,428.572	
坂出	65.203	714.286	1,285.715	1,380.953	1,476.191

(普通車)

				早島	
			水島	166.667	
		児島	190.477	309.524	
	与島PA	714.286	857.143	952.381	
坂出北	846.980	1,523.810	1,666.667	1,809.524	
坂出	81.504	857.143	1,571.429	1,714.286	1,809.524

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

1. 先行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメートル	9,257 百万円	30,811 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメートル	13,619 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	5,383 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2,475百万円
R 2	1,655百万円
R 3	2,452百万円
R 4	40百万円
R 5	1,589百万円
R 6	2,281百万円
R 7	8,923百万円
R 8	4,241百万円
R 9	2,386百万円
R 1 0	2,114百万円
R 1 1	1,810百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を、令和6年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和7年 3月24日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 高松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 後藤 政郎